８　常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、指導員又は保育士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、１のロを算定している場合は、算定しない。

⑴　利用定員が10人以下の場合　193単位

⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合　129単位

⑶　利用定員が21人以上の場合　77単位

２　家庭連携加算

イ　所要時間１時間未満の場合　187単位

ロ　所要時間１時間以上の場合　280単位

注　指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）において、指定通所基準第66条の規定又は別に厚生労働大臣が定める施設基準により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第３において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき４回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。

３　訪問支援特別加算

イ　所要時間１時間未満の場合　187単位

ロ　所要時間１時間以上の場合　280単位

注　指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等について、連続した５日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

４　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

５　福祉専門職員配置等加算

イ　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)　10単位

ロ　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)　６単位

注１　イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

⑴　指定通所基準第71条の規定により置くべき指導員又は保育士（⑵において「指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

⑵　指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

６　欠席時対応加算　94単位

注　指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。

７　特別支援加算　25単位

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた就学児等１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

８　医療連携体制加算

イ　医療連携体制加算(Ⅰ)　500単位

ロ　医療連携体制加算(Ⅱ)　250単位

ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位

ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位

注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロを算定している場合は、算定しない。

２　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が２以上の就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、１回の訪問につき８名を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロを算定している場合は、算定しない。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰（かくたん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロを算定している場合は、算定しない。

４　ニについては、喀痰（かくたん）吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰（かくたん）吸引等を行った場合に、就学児等１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は１のロを算定している場合は、算定しない。

９　送迎加算　54単位

注　就学児等に対して、その居宅又は就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。